

議員研修報告書

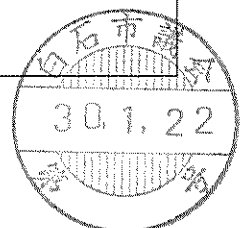
平成30年1月22日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

議員氏名 伊藤 勝美

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成 30年 1月15日 (月) ～ 1月16日 (火)
調査・研修先	市町村アカデミー (千葉市美浜区)
調査事項 (研修事項)	平成29年度第2回市町村議会議員特別セミナー ～地域における政策課題～
対応者・講師等	1、人口知能A Iの現状とこれから 山田 誠二氏・・・国立情報学研究所教授、(一般社団法人)人工知能学会会長 2、地域活動と議員の役割 中村 健氏・・・早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、(一般社団法人) 地域経営推進センター代表理事 3、複雑化・多様化する環境問題への取り組み 岡田 光正氏・・・放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 4、地方自治の本旨と地方議会制度のあり方 木村 草太氏・・・首都大学東京大学院社会科学部研究科法学政治学専攻教授
概 要 ① 背景・目的 ② 内容・特色 ③ 主な質疑 ④ 考察 (感想、課題、 政策提言等)	<u>1、人口知能A Iの現状とこれから・・・山田 誠二氏</u> 現在は「第3次AIブーム」と言われており、メディアでも主に経済的な視点から毎日のようにAIが取り上げられている。山田氏は、今はAIに対する世間の期待値のピークにあると見ている。少し前に期待値のピークを迎えたビッグデータやIoTと同様に、今後は夢を描く段階から、現実的にどう活用するかという課題に取り組む段階へと移っていくと述べられている。 以下の内容について講義を受けた。 ・AIを取り巻く状況、人口知能A Iとは何か



- ・ AI ここ数年のトピック・第3次AIブーム
- ・ AI の得手・不得手
- ・ AI で変わる社会・今後有望な応用分野
- ・ 日本企業に期待されること、準備すべきこと
- ・ これからのAI・インタラティブAI

そもそもAIとは、「(人間並みの) 知的な処理をコンピュータ上に実現」することを目標にした技術であり、学術研究分野としては1956年、米国のダートマス会議で誕生し、約60年もの歴史を有している。

AIには大きく「強いAI」と「弱いAI」という概念が存在し続けている。強いAIというのは、単独で人間と同等の能力を発揮するAIを目指すもので、当初はこちらが主流だったものの、実現困難な側面も大きい。そのため、あくまでも人間をサポートする知的システムとしての「弱いAI」がフォーカスされるようになっていった。しかし近年、再び強いAIを目指す動きが出てきているという。それがいわゆる汎用人工知能 (AGI: Artificial General Intelligence) や、シンギュラリティなどがある。

山田氏は、AIの歴史について簡単に紹介した後、「AIは人間の知的な処理をほとんど代行できるので、AIは人間のほとんどの仕事を奪う、人間を支配する」というAI vs 人間の構図についての誤った言説は、どう考えても誤りである。なぜなら、非常に長い年月をかけて生物が身に付けた能力を、わずか20年程度で、しかも限られたシステムで獲得するのは不可能であり、少なくとも100年、200年といった単位では実現しない。山田氏は、「AIは単なるプログラムであるという基本的な理解を失わないでいただきたい。過度の擬人化は非生産的であり、人間とAIは相互補完的な関係性であることが望ましい」と指摘している。

AIの不得意な分野としては「常識的な推論や判断」が挙げられる。典型的なのが物理的常識だ。例えば、ロボットが木の枝に座り、自分が座っている枝を切っている光景を目にしたとする。これが人間であればいずれ自分も落ちると気づくが、その裏では「枝を切れば落ちる」「すると枝の上に乗っているものも落ちる」など、さまざまな常識に基づいて推論している。それらの推論の根拠を全てAIに学習させるとなると、相当な労力が必要になる。

対してAIの得意な分野としては、静止画像やゲーム、試験問題などの静的データの扱いや、工場の内部、屋内、サイバー空間などの閉じた世界が挙げられる。閉じた世界であれば、ここで何が起きるのかと予測でき、環境を書き尽くすことができるからだ。しかし、一度開かれた世界に出してしまうと、予測不可能なことが起きるので、AIでの対処は難しくなる。例えば、車の運転1つをとっても、道路に落ち葉があるか否か、雪が積もっているかどうかなど、ちょっとした状況によってまったく対応が異なってくる。基本的に、AIはプログラミングされたことしか処理できないため、予測不可能な事態の処理は苦手なのである。

感想

講演での結論は、人間とAIが得意分野を補い合い協調して問題解決をおこなう事であり、「人とAIは仲良くすべし」と述べている。現在、第3次ブームの真ただ中にある人工知能AIのこれまでとの違いや、人工知能が本来得意とすることと不得意であることがあり、人間とAIの建設的な協調などについての見解が示された。また、「何でもできるAI」や、「人間を支配するAI」といった論調を最近よく見かけるが、それは現実的ではないと指摘している。AIというのは、人間をサポートする「よくできた部下」のようなものであり、世間に蔓延する「AI万能説」の誤りを正すよう釘を刺していたが、同感である。

それから、山田氏は、「AI（人工知能）という言葉がそこかしこで聞かれるようになったが、この世界にはずっと以前からもう1つの（知能）が存在しているのが人間の「脳」である。実はAIと脳科学は切っても切れない間柄にあり、AIが台頭してきた今、その関係性はお互いの進化を促進するかたちに発展しつつある」という。また、「今後、さらに人間とAIそれぞれの得意分野、不得意な分野が明確になっていく。これからのAIは、有望な応用分野で実績を挙げ、それによって社会も変わっていくと見ています。」との見解については感銘を受けた。

AIについての知識が全くない自分にとって、AIについての基本的な考え方について受講できたことは大変有意義であった。

2、地域活動と議員の役割・・・・・・・・・・中村 健氏

早稲田大学マニフェスト研究所が毎年おこなっている議会改革度調査2016の内容についての解説があった。本調査は、「議会の働きにより、いかに地域に成果を生み出したか」が問われ、議会改革の形式要件（何を実施しているか）を聞くもので、地方創生時代の地方議会には実質要件（住民や地域にどんな成果が出たか）が求められている。ランク上位議会とはいえども、議会の本来の目的や役割に立ち返り、活動を推進していくことが肝要であると説明されている。

①、議会改革度調査について

○調査の目的

- ・国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか、確認する指標として活用すること。
- ・会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、善い政治を競う「善政競争」を促すこと。

○調査の観点

- 調査では議会が果たすべき役割として3つの柱をあげている。
- ・情報共有（本会議などの議事録や動画、政務活動費・視察結果の公開等）
 - ・住民参加（傍聴のしやすさ、議会報告会などの実施、住民意見の聴取等）

・会機能強化（議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況等）

それぞれの改革度合を数値化し、ランキングを出している。

*因みに、2016年度のランキングは白石市議会53番、登米市議会44番、宮城県議会55番、美里町議会65番、大崎市議会84番、栗原市議会89番、大河原町議会98番

②、議会改革度調査から見える全国議会の動向について

議会改革を進めるにあたって知っておくべき知識（「議会」と「議員」の違い、「議会活動」と「議員活動」の違い、議会基本条例のあり方や作り方、改正や検証方法など）について、地方議会の現状と先進議会の議会改革事例等の紹介も含めての解説をいただいた。

・以前から議会不要論が叫ばれてきているさなか、最近では議員の不祥事が新聞紙上を賑わしている。議員はどのような仕事をしているのか、どんな思いでやっているのかなどが市民に伝わっていないのは、不透明であるからである。

・議会活動とは、住民福祉の向上であり、議会としてどのような活動しているのか、議会自身が認識する事、議会を住民に知ってもらう事が重要である。結果として、地域に変化を起こせたかどうかを議会自らがチェックする体制を整えていくことでもあり、議会活動が、地域経営に連動しなければならない。

・議会は、議員同士の議論を重ね、2元代表の一役を担う議会として、市長への政策提言を議会として行ったり、市民と一緒にいたり、政治は市民が主役という位置づけを常にもった活動をしなければならない。

・議会改革を考えるためには、その問題を議員全員の共通認識にする必要がある。そのためにはまず、議会改革の先進事例視察をしたり、講演会を行ったりして、議員全員で勉強会を何度も行うことが重要ではないかと指摘されている。

感想

議会は、議案を住民の代表である議員が多角的、複眼的な視点で自由に議論をし、合意を作り出し、物事を決める場所であることが求められている。議論は、ディベートのように、相手の意見を否定したり、物事に白黒をつけたりする話し合いの手法ではなく、お互いに相手の立場に立つこと、それぞれの考えを理解した上で意見を相対化し、新たな解決策を導くことが重要だと考える。

本市の議会基本条例にも議員間討議は謳われているが、行われたことがない。執行部の説明、質疑の後などに、しっかりと議員間で討議することだと考える。それが、議会の使命であり、民意を反映することに繋がるのではないかと思う。

議会改革するには、先入観や固定観念に囚われず、議員としての自分が変わることだといわれている。先進事例を調査、研究して改革していくのも一つの方法ではないかと考える。今後は、自分自身が議員としての役割を自覚し、住民のために実践しなければならないと思う。また、議員は常に市民目線で物事を考え、行動することが必要であることを、改めて考えさせられた。

3、複雑化・多様化する環境問題への取り組み・・・岡田 光正氏

環境問題の諸側面を様々な視点からとらえ、その解決方法に関して基礎的かつ広範な視点を紹介され、身近な環境問題から地球環境に至るまでの新しい環境に関する考え方を以下に解説していただいた。

- ①、河川の水質汚濁という身近な環境問題を一例として取り上げ、環境問題を問題認識から始めてその解決方法を考えていく方法、およびDPSIR フレームワークという要因－負荷－状態－影響－対策と関連づける方法論について
- ②、環境基本法における環境問題のとらえ方をもとに、人の健康の保護、生活環境の保全、自然環境の保全のそれぞれの視点から、大気、水、土壌などの対象媒体における環境問題をどのようにとらえるかについて
- ③、環境問題を正確に認識するには具体的な目標、すなわち環境の望ましい状態を定義することが不可欠である。水質環境基準を例として環境の望ましい状態をどのように定義するかについて
- ④、モニタリング手法、そしてモニタリング結果に基づいて環境基準などの達成状況を評価する方法について
- ⑤、水や土壌の環境基準の達成のために、排水の浄化や地下水・土壌汚染への対策の基本的な考え方を学ぶ。排水処理の対象場合と、地下水・土壌汚染対策の場合と、対象となる汚染物質や汚濁物質について、また、各対策技術の原理・対策技術を選定するかの考え方について
- ⑥、産業活動や日常生活による廃棄物の種類や発生量を把握するとともに、どのように処理・処分されているのか、どのような技術が利用されどのような効果が得られるか、どのような問題があるのか等について、持続可能社会を目指した今後の取り組みについて
- ⑦、日本における河川、湖沼、ダム湖などの表流水、また地下水や土壌に関する環境問題、すなわち環境基準とその達成状況について。また、その保全に対して日本が行ってきた主要な対策、すなわち、表流水や地下水を対象とした様々な排水規制、並びに土壌汚染対策の現状と課題について
- ⑧、化学物質が生活や産業の中でどのように利用されているか、化学物質が環境問題とどのように関係しているか。また、人や環境への化学物質の悪影響をリスクとして理解し、リスクをマネジメントするための考え方を整理することについて
- ⑨、自然共生社会を目指すために、自然環境保全の必要性を理解し、生態系、生物多様性の考え方と、生態系サービスや里地・里山の考え方について。また、現在、生態系と生物多様性がどのような危機に瀕しているか、代表的な4つの危機についての危機の解決方法についてと、既に失われた自然、生態系を取り戻すための自然再生の考え方について。

⑩、低炭素社会を目指し、地球環境問題を解決するための基礎的な知識である地球温暖化と気候変動の現状とその原因である温室効果ガス排出とその影響評価について、また、問題解決に向けた将来予測とその基礎となる排出シナリオ、さらにそれに基づく将来予測結果について、世界全体とともに日本への影響について、そして、予測される問題に対応するための2つの対策、すなわち緩和策と適応策の必要性について。

感想

地球は水の惑星といわれるが、飲み水として利用できる水は、98%が海水で、淡水は2%、その大部分は南極や北極の氷山などで、私たち陸上生物が利用できる水は全体の0.01%にも満たないとされている。地球上の水すべてが風呂桶一杯の水だとすると、私たちが使える水はわずか一滴にすぎず、この一滴の水をすべての陸上生物が分かち合って生きており、この水が枯渇したり汚染されたりすると、すべての生物が絶滅するという推測の解説には驚かされた。

人の健康、人の利用、さらには生態系保全といった環境問題の諸側面、都市、地域、国際、地球といった地域の広がりを対象とした環境問題のとらえ方について学ぶことができた。また、原因の同定から解決のための技術の概要について、さらに、大気汚染、水質汚濁、都市環境といった身近な環境問題から、安全・安心、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会という現代の環境問題のとらえ方について説明を受けたが、特に、水質汚濁という身近な環境問題については大変参考になった。

また、川や湖、海では水質汚染が進んでいるが、海や川の汚れの原因と言えば、工場や事業場の排水を思い浮かべたが、法律などの規制により、今ではその水質も大変良くなっており、水質汚染の原因の60%が、家庭から出る排水生活廃水であると見解を伺い、水質汚染に関して再認識させられた。

地球で最初の命が生まれた海。そして、川や湖。それは、私たちに、豊かさや恵みを与えてくれている。私たちは、このような恵まれた水の文化や環境と相まって、水が美味しいことは当然のことと考えているが、今ではその環境も、過剰な資源の利用や、環境の破壊などにより、水質汚染が進んでいるようだ。

水に関して幸いなことに、本市は、現在ばかりではなく将来にわたって、住民に安全で良質な飲料水を提供する責務ということで、平成13年に水道水源保護条例を制定している。これは、産業経済活動を優先することよりも、住民にとって欠くことのできない飲料水の水源である、蔵王連峰の山懐から湧きいでる清浄な水や母なる白石川の水質を保全し、住民の「きれいな水を享受する権利を守るべきである。」という意志を明確にした条例であり、誇るべきものである。

これからの子供たちの未来を守るために、地球温暖化や環境破壊などの問題に対して、また、地域内の身近な環境問題に対して、しっかりと向き合うことの大切さを痛感させられた講義であった。

4、地方自治の本旨と地方議会制度のあり方・・・・・・・・木村 草太氏

今一番気鋭の憲法学者の一人と言っていい木村草太教授の講演であり、「憲法は、さまざまな法律がある中で、国家の失敗を防ぐための法律だ」と述べられ、木村氏の「憲法の定義」が明解で、興味を持って、以下について拝聴した。

①地方自治とは何か

- ・ 国家主権の原理との緊張関係
- ・ 国家法人内部の権力分流
- ・ 連邦制の原理との比較
- ・ 単一国家における地方政府の民主的正当性

②GHQ案と日本政府案

- ・ GHQにおけるホームルーム制
- ・ 日本国憲法におけるホームルーム制の挫折

③日本国憲法の地方自治

- ・ 地方自治の本旨—憲法9条の意義
- ・ 地方公共団体の設置
- ・ 地方公共団体の組織
- ・ 地方公共団体の権限
- ・ 地方特別法の住民投票

④地方議会の意義

以上の内容で解説を伺った。

地方自治の統治機構論として採り上げたのは、現在進行形で最もホットな沖縄県の辺野古基地建設をめぐる問題である。ここで教授が解決方法として挙げているのが、三つの憲法条文である。

第一に、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定める憲法41条であり、この条文は「国政の重要事項」については、法律によって決めなければならないとするものである。教授の疑問は、「米軍基地の設置を内閣の判断のみで決めてよいのか」ということであり、「米軍基地をどこに設置するかは、国にとって大きな影響を与えることから、『国政の重要事項』に当たると考えるのが自然である。」と述べられている。

第二は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」とした憲法92条である。「米軍基地が設置されれば、地元自治体の自治権は大きく制限される。そうすると、米軍基地をどこに設置し、自治権をどこまで制限するのかは、法律事項であると考えざるべきではないかと思われ

る。」と指摘している。以前、普天間基地の代替施設をどこにするか、国家の意思決定として示されたのは、小泉内閣と鳩山内閣の時の二つの閣議決定だけである。

第三は、憲法 95 条である。条文には「地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と書いてある。

つまり、地方公共団体だけに適用される法律は、その住民の同意がなければ制定できないということである。「地方公共団体の側に、住民投票という切り札があることによって、国が強権的な態度に出ることを押しとどめ、相互に真摯な協議をすべきことを促す効果もある」と木村氏は指摘している。

辺野古に米軍基地を建設するならば、憲法 41 条、憲法 92 条に基づき、辺野古基地設置法のような法律を制定しなければならない。地方自治体の権限をどこまで制限するのか、国民の代表である国会がきちんと話し合っ、法律として決めなければならない。さらに 95 条によって、地元自治体の住民による住民投票が必要となり、名護市または沖縄県の住民投票ということになる。

木村氏はさらに、「大変であっても、大事なことを決定する時には、多様な意見に耳を傾けながら、よりよい解決策を見つけていこうとするのが民主主義の基本的な思想であり、権力者の側が多様な意見に耳を傾けることによってはじめて、個人の尊重が実現される」と述べている。

憲法とは、主権者である国民が、自らの人権を守り、国家の権力濫用を防ぐために、国家権力に対して守らせるべき約束を定めたものである。つまり、憲法は住民の声を吸い上げて定められなければならない。「権利よりも義務を増やしてほしい」とか、「介護サービスを切り捨ててほしい」と考えている国民がいたとしても、それはごく一部のように思われる。多くの方は、「より人権を守る国にしてほしい、安心して働き、万が一の時には福祉により支える国にしてほしい」と思っているのである。それから、自民党改憲草案については、権力の歯止めを不用意に外す条文が多く、草案のままに改憲が提案される事態は、立憲主義を後退させる危険があり、好ましくないと指弾している。

感想

木村氏は、「憲法は、まったく違う価値観の人と共存しながら政治社会を作っていく試みである。価値観の人と生きていくというのは、非常に無理をしているわけであり、それをやっつけていかなければ、すべての個人が尊重される社会はできない」

「憲法が目指しているのは、すべての人が平等である社会、多様な価値が尊重される社会、言ってみれば、私たちにとって当たり前の社会であり、社会を実現するために、憲法はある」と明快に指摘している。

それから、今の憲法で「ぜひ変えるべきだ」という条文はない。外国と比べると相対的に少ない条文数で解釈の余地が大きく、社会の変化にも対応できるからだと思見解を述べていた。また、地方自治の条文もよくできているが、改良の余地がある

のは、92条の「地方自治の本旨」の明確化がその一つである。「地域のことは地域の住民が責任を持って決める」のが本旨だが、かなり遠い運用になっていると力説していた。また、「政府や裁判所が憲法に反して、自治権を制約しようとしていないか、国民自身がしっかり認識すべきだ。そうすれば、国によるおかしな自治権の制約を国民の手で止めることも可能である。」とも強調している。まったくもって同感である。

木村氏が数年前書いた本の中に、憲法裁判所についての冷徹な見解や、「学校ですべきなのは、道徳教育よりも法学教育だ」という極めて魅力的な提案もあったことが記憶にある。今後において、憲法や地方自治法についての理解を深める勉強をしなければならぬと痛感させられた。それから、木村氏の明快な論理とその説得力に終始感心させられた講演内容であった。